

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和5年10月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○畠中 富雄様（北2条）	100,000円	○高橋 恭子様（桜町）	300,000円
○第14回ふれあいパーティー実行委員会様（常呂町）	78,757円		
○一般社団法人生命保険協会北見協会様（旭川市）	50,000円		
○国際ソロプチミスト北見みんと様（緑ヶ丘）	20,000円		

<故人が生前お世話になったため>

○故戸田 寛史様（高栄西町）	30,000円	○坂崎 智恵様（田端町）	20,000円
○志賀 裕希様（端野町）	100,000円	○阿部 妙子様（端野町）	30,000円
○加藤 哲治様（端野町）	30,000円	○田中 修様（留辺蘂町）	10,000円
○五十嵐 正博様（留辺蘂町）	30,000円	○小川 久司様（留辺蘂町）	10,000円
○角丸 富子様（留辺蘂町）	10,000円	○中原 一秋様（上士幌町）	20,000円

<秋まつりチャリティーバザーの益金を>

○留辺蘂もくもく倶楽部様（留辺蘂町）	2,970円
--------------------	--------

<チャリティーバザーの益金の一部を福祉推進のために>

○北見ことぶき大学学生自治会様（泉町）	3,894円
---------------------	--------

<チャリティー歌の祭典での募金を社会福祉のために>

○るべしべ歌謡同好会様（留辺蘂町）	9,126円
-------------------	--------